

令和7年12月3日 災害・防犯・オウム問題対策等特別委員会（速報版）

午前十時開議

○ひえしま 進委員長 ただいまから災害・防犯・オウム問題対策等特別委員会を開会いたします。

○ひえしま 進委員長 本日は、報告事項の聴取等を行います。

それでは、1 報告事項の聴取に入ります。

まず、③令和七年度世田谷区災害時物資配送訓練の実施報告について、理事者の説明を願います。

○田丸危機管理部副参事 令和七年度世田谷区災害時物資配送訓練の実施報告につきまして説明させていただきます。

資料一ページ目、1 主旨を御覧ください。実施結果について報告させていただきます。

2 訓練の結果概要です。

③訓練目的は、世田谷区の災害時物資配送計画に基づきます国、都の支援物資及び区の広域用防災倉庫の備蓄物資等を指定避難所に配送する一連の流れ等につきまして、区及び災害時協力協定締結事業者、また協定締結大学、関係機関が連携して実動訓練を行い、さらなる物資供給体制の強化に資するありました。

④及び⑤訓練日時及び訓練場所については記載のとおりでございます。

⑥主な訓練内容ですが、首都直下南部地震、マグニチュード七・三の想定で、発災後十二時間の状況の中での物資配送の重要な部分となる災対物資管理部本部運営、また協定締結事業者等による配送、そして連絡・情報共有要領等の基本的事項に重点を絞り込み、実施いたしました。

右肩、資料五ページ、別紙1の実動訓練対象のイメージを御覧ください。資料中、赤枠が今回一連の流れを確認するために絞り込んだ内容になります。資料の右肩の吹き出しにありますとおり、区の備蓄品につきましては、今回の訓練想定では、発災後、北沢中学校で約千人に近い避難者を既に確認していることとし、携帯トイレ、一人一日五回分、これを二日分として一万枚、百箱、また、毛布は避難所倉庫備付けの五百枚では到底足りないとし、一人二枚基準とし、二千枚、二百箱を、また、避難所において逐次に必要になるであろう物資として、テント六十台、ベッド六十台を野毛広域用防災倉庫から実際に現物で配達いたしました。

訓練には、赤帽は配送車一台で携帯トイレ百箱を積載予定でしたが、実際には六十五箱しか積載できず、現場の業者間調整によりトラック協会世田谷支部が残りの三十五箱も積載するなど、各業者にとっても備蓄品の現物について実際的尺度を得られ、とても参考になりましたとの意見もいただきました。

都からの物資配送につきましては、羽田クロノゲートから成城支店までは実動ではなく想定といたしましたが、成城支店からは実動として、千人分の二日分として東京都の備蓄物資六千食、アルファ米三千食、ビスケット三千食をヤマト運輸により積載、配送いたしました。

地域内輸送拠点の国士館大学については、記載のとおりでございます。

それでは、資料二ページにお戻りください。⑤参加者等の実績です。表に記載のとおり、区職員五十六名、協定締結事業者五団体で二十一名、国士館大学二名、関係機関六名、合計八十五名が参加いたしました。また、北沢中学校におきましては、北沢地区の町会・自治会、商店街振興組合等の十一団体の区民約百二十名の方に配送状況や備蓄物資現物を確認いただいております。

続きまして、⑥実施成果を御覧ください。①全般に記載のとおり、当日は小雨となり、北沢地区防災訓練は雨天プログラムでしたが、本訓練は実施計画どおりに行うことができました。特に北沢地区の各団体や消防団等の皆様約百二十名に、配送した備蓄物資の品目、数量を実際に現地で現物を確認していただけたことで、区の災害対策への理解を促進できたものと感じております。区民の方からも、赤帽、ヤマト運輸、陸上自衛隊普通科連隊の車両が加わったことで災害対応の実際について現実味が湧いたとの意見もいただいております。

それでは、右肩六ページの別紙2、訓練の状況を御覧ください。まず1、災対物資管理部の本部運営訓練ですが、左上の写真は訓練のための認識合わせ、また、右上の写真は本部運営における部長以下の情報収集の状況でございます。二段目の写真左は、MCA無線機による羽田クロノゲートとの通信状況、羽田クロノゲートには職員二名を派遣して訓練を実施しております。また、その右は、避難所等の状況把握を行う職員の状況です。三段目左は、道路状況や避難所情報の集約・分析状況であり、その右の写真は、協定事業者間による認識合わせ、配送のための調整状況です。

続きまして、右肩七ページ、物資積込・配送を御覧ください。左上段は、野毛の広域用防災倉庫からトラック協会世田谷支部の車両への積載状況、その右は、ヤマト運輸による

都の物資六千食の積載状況と区のステッカーの装着状況です。ヤマト運輸の配送車で六千食が約半分の容積に収まることも確認できました。二段目左は国土館大学での支援物資の積載状況、その右は環七と井の頭通りの交差点における北沢警察署による災害時交通規制の様子であり、三段目及び四段目左は北沢中学校における訓練状況、区民が物資を確認する状況です。最下段右は、区民等関係者が危機意識を共有した一場面です。

それでは、右肩二ページにお戻りください。続きまして、下段②関係災対各部等の職員の対応能力及び危機管理意識の向上ですが、一連の訓練状況の下に、具体的な状況把握要領や協定締結事業者等との電話及びメールを通じた連携を実体験するとともに、管理職におきましては、状況判断要領等について理解を深め、その能力を向上させることができました。

次のページ、右肩三ページを御覧ください。③災対物資管理部本部運営内容及び各物資の主要な一連の流れ等の確認及び検証による実効性の向上につきましては、区職員や協定締結事業者等が事前準備、本部運営、倉庫からの運び出し、積載、道路や避難所などの情報収集・共有、分析、また、配送、警察との連携、災害対応時の体制などの基本的事項について理解を深めることができました。

国の新物資システムB—P L oの運営、区の総合防災情報システムの運営、M C A無線機やメールグループでの実務を通じまして、タイムリーな情報共有の難しさを実体験しますとともに、その重要性を再確認できました。

各配送事業者からは、災害時の物資配送の実際的な手順を具体的に確認できた、実際に備蓄物資を積載した訓練は初めてであり、よい経験になった、トラックへの積載は卸下のことも考えればパレットは使用せず箱積みとすべきではないか等の意見がございました。

続きまして、④、災害協力時協定締結事業者、大学、また関係機関との連携の強化につきましては、本部運営や配送を通じて、お互いが顔の見える関係の中で相互理解を深め、信頼関係を高めることができました。

世田谷リサイクル協同組合からは、災害時の交通規制下にあっても物資配送に支障が生じないよう、災対物資管理部と連携の上、東京都公安委員会に緊急通行車両、緊急輸送車両の標章及び証明書の事前交付手続を行い、八十一台分の標章及び証明書を受領できたことで、組合員及び従業員一同、気を引き締めたとの意見もございました。

報告の最後になりますが、3主な課題及び来年度の訓練についてでございます。

③主な課題といたしましては、六個挙げられます。①災対物資管理部本部運営訓練の

継続による習熟が重要、②情報収集手段の改善として、M C A無線機の使用に課題があることを踏まえ、さらなる習熟が必要など、また、③羽田クロノゲートとの連携要領の検討として、災対物資管理部が連絡員を派遣する必要性を含めたヤマト運輸との連携要領の確認強化が必要、④区の備蓄物資管理業務委託会社との更なる連携強化、⑤平素の業務と訓練準備・実施との両立として、より効率的、効果的な訓練実施の要領の検討が必要、⑥災害時物資配送計画への反映などがございました。

○来年度の訓練につきましては、以下四点の内容を主体に検討を進める予定です。

①、本部運営訓練で道路啓開などの困難性の高い状況をさらに取り入れる、②施設使用要領を試行・作成するための地域の輸送拠点訓練を実施する、③、協定事業者が広域用防災倉庫の位置や倉庫内を確実に確認をする、④避難所での備蓄物資受け入れを行う。

説明は以上であります。

○ひえしま 進委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○藤井まな委員 説明ありがとうございます。何度も訓練をやってくれというふうに要望をしていた立場からすると、やっていただいて大変いろんなことが見えてきたなというふうに思っております。

三つ質問をさせていただきたいんですけども、クロノゲートから持ってくる部分の訓練を割愛した理由がまず一つ知りたいのと、あとは、六ページですかね、道路状況の確認、集約、分析という作業をやっている写真がありますけれども、これは具体的にどういったことを想定してどういう集約や分析をしたのかなというのが一つ。

あと、物資が一つのトラックには入り切らなくてほかのトラックを活用して入れたという話がありましたけれども、その支援物資の箱がどれくらいの大きさでどういったものだというデータはなかったのか、あったけれども、やってみたら想定と違ったのか。

この三つの質問にお答えをいただきたいと思います。

○田丸危機管理部副参事 まず、羽田クロノゲートはなぜ使わなかったかにつきましては、ヤマト運輸さんの実オペレーション、いわゆる宅急便の配達等をやっている場所になりますて、これを区の今回の訓練のために止めることができるかといったところで止められないという結論になりました、ここは今回は見送ったという状況でございます。一方、羽田クロノゲートから車を成城支店まで走らすことについては、ただ車が走る部分になりますので、ここは訓練としては今回は必要ないのではないかというふうに考えて、今回いわゆる実動ではやりませんでした。

続きまして、道路状況の集約、分析でございます。それぞれいろんな電話とか、警察、消防はもとより、またＳＮＳ等から様々な情報が入ってくる中、それらを実際にどこなのというところに地図に落とし込んだ上で、そして、この道を使えるねとか判断して、実際に、写真にもございますとおり、委託業者、赤いベストを着ているのがＪＰロジスティクスの、まさに全体を統括する立場で今回参加していただきましたけれども、その方たちが区と同時にその道路状況を地図で、いわゆるリアルタイムで分析しながら、配送に使える経路、状況を判断しながら、確実に運べる、運べない等を判断していたものでございます。

三つ目の物資のデータは、当然先にお渡しておりました。ところが、現場では容積の観点と、特に重量が予想以上に重いということで赤帽のほうで判断があって、これ以上は積めないということになったというふうに聞いております。

○藤井まな委員 ありがとうございます。道路の避難所情報や道路状況の集約、分析のところの話をもうちょっと詳しく聞きたいんですけども、つまり、訓練側には知らせずに、こここの道路が使えないよという情報を後から出していって経路をその訓練者に探し出させたみたいなことをやったということでいいんですか。

○田丸危機管理部副参事 訓練におきましては、本部運営訓練において、そこを統括するいわゆるコントローラーが逐次三十分置きに状況を付与しながら、その中で分析を行っていただいたという状況でございました。

○藤井まな委員 すみません、ちょっと僕の理解が弱いので追いつかないんですけども、つまり、訓練者が知らない裏のシナリオがきちんとあって、こここの道路が使えないみたいなことが後から出てきたことを訓練者がやっていくみたいなスタイルでいいということですか。伝わっていますか。

○田丸危機管理部副参事 基本的な訓練の組立ては、今、委員御指摘のとおりの考え方で組んでおりました。一方、職員は慣れている、慣れていないでいくと、こういうことをやるのが初めてとかいろいろございまして、訓練の運営上、例えば思いっ切り十個状況を付与しちゃえとか、こういうことはちょっと過重になることがございますので、一つ一つ丁寧に、また考える時間を与えながら、今回、訓練を通じて体験していただいたというか、能力の向上を試みたというところでございます。

○藤井まな委員 ありがとうございます。じゃ、今の全部の確認ですけれども、最初はまず、本部の人たちが道路の状況は分かりません、裏シナリオでここが使えなくなったみた

いなものを与えて、実際にそれで本部の職員さんがここの道路は使えないみたいなことを地図落とししていって、それを配送者に全部伝えて、その道路じゃない道路で安全な道路を使って北沢中まで物資を運んだみたいなことをやったという認識でよろしいですか。

○田丸危機管理部副参事 大きな枠組みとしてはそのとおりでございます。なお、発災後十二時間後につきましては、大震災発生時における交通規制というものが実際にはかかります。今回はこれを適用しまして、もう既に環七以内には入れないとか、主要な道路の、個別の名前は控えさせていただきますけれども、ここが通れない、あと、二四六の橋梁が一部段差ができて通れないとか、大きな影響を及ぼすような内容に限定して付与しながら、その道路状況のやり取りをさせるというところも重視しながら訓練を行っておりました。

○藤井まな委員 ありがとうございます。今回の訓練で出てきた問題点とかもたくさんあると思いますし、さっきの重量の問題もなぜ駄目だったのかというのもいろいろ今後見ていく必要があると思いますので、これを教訓にしてまた繰り返していただきたいと思いますし、我々もしっかりとこれに対して研究をしてまた意見を提言させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○川上こういち委員 訓練の十月十一日に、私たち、中里区議と私で、東棟三階のオペレーションルームと北沢中学のほうにちょっと参加させていただきました。田丸副参事を先頭に、オペレーションルームのほうではかなり緊張感を持って、本番を想定した、当然なんですけれども、そういう中で細かな指示だったりとか動きというのをやりながらすごくやっていました、すごく頼もしいと思えると同時に、引き続き力を強めていただけたいたいなということを感じました。

北沢中学校は、雨が降りまして、参加者はテントがあってその下にいたんですけども、区の職員の方は雨の吹きさらしの中で説明されていて、大変だなと思いながら見ていましたけれども、あまり間を空けずに車がやってきて、これはこういう荷物がどれだけ載っていますというのをじかに見させていただいて、先ほど課題が出てきたというところもありましたけれども、本当にこうした訓練をほかのところでもどんどん進めていただけて、引き続きこうしたノウハウを積み上げていただければと思っています。

ここにいろいろと課題とかがありますけれども、何かここに書いてある以外でもこうしたことも課題になったのかなということがあれば教えていただけますでしょうか。

○田丸危機管理部副参事　主な課題につきましては、今、川上委員のほうからありましたとおり、ここにまとめているところでございます。

一方、やはり我々としては、羽田クロノゲートのさばき方は、ヤマトとしても、東京都からどのように受領して、それをどのように仕分けるかというところが実際にタイムリーにできるのかとか、こういう意見もいただいております。例えば、東京都から来る備蓄物資の箱に、そもそも送ってもらう前にこういうシールを貼ってくれないかとか、届いたときにはバーコードで判定できるようにできないかとか、いずれにしても、そういうったものを各避難所へ仕分けるということに今なっているんですけども、そういうた仕分けの仕方などが今後の訓練でやってみたいよねという意見なんかは出ております。

そのほか、平素の業務をやっておりますと、特にこういう新物資システムとかを使う機会が本当になかなかないことから、こういったことをスピーディーにできるにはどうすればいいんだろうというのが、ここに記載もございますけれども、やはりその辺が大きな今後の課題かなというふうにも認識しております。

いずれにしても、今回いろいろな意見が、まだまだ小さい細かい意見も出ておりますので、そういうたところも誠実に受け止めながら、引き続き物資供給体制の強化につなげてまいりたいと思っております。

○河村みどり委員　ありがとうございます。私も川上委員と御一緒に当日、オペレーションルームと北沢中学校のほうに見学をさせていただきました。事前の準備が本当に大変だったんじゃないかなというふうに思います。

先ほども川上委員からもお話がありましたとおり、北沢中学校のほうに到着したときに雨が結構しっかり降っていましたので、そこで訓練を見学させていただいたときに、本当に逆にその雨がリアリティがあったなというふうにも私も実感したところです。

この訓練を受けて、今回の我が会派の代表質問で、やっぱり道路啓開を含めた訓練をまた広げてほしいということを求めさせていただきましたけれども、早速、来年度の訓練というところで「道路啓開などの困難性の高い状況を取り入れる」というふうに入れていただきましたので、本当に大変評価しておりますし、今後またぜひ訓練を重ねていただければと思います。

その上で、オペレーションルームで協力協定事業者の方の事務局の方も詰めていらっしゃったと思うんですけども、その協力事業者の方とお話ししたときに、今回、物資配送計画が三月に策定できたということも大変喜んでおられたのと、今回この実動訓練の機

会があつて本当によかったですというお声を伺つて、これまでいろいろ災害の協力協定を結んでいる事業者さんが、なかなかやつぱり実動訓練等々もないですし、顔と顔が見えないので、実際災害時にどういう動きをするんだろうかだとかというその連携の部分を大変御心配されていたことがずっと課題だったと思うんですけれども、そういった意味で、また今後、訓練を繰り返していただけると思うんですけれども、様々な協力協定事業者の皆様にやっぱりこういう機会に参加していただける機会をぜひ多く取り入れていただけたらと、要望ですけれども、よろしくお願ひいたします。

○くろだあいこ委員 一点質問なんですけれども、MCA無線機の使用に課題があることを踏まえ、さらなる習熟が必要であるということを主な課題の二つ目に記載をしていると思います。MCA無線については、区のほうの災対強化プランの中でも、サービスの終了を見据えて二〇二八年には入替えをするということが書いてあるかと思います。

実際これを使ってみて、使用に課題があることを踏まえてさらなる習熟をするということで課題に書いてあるんですが、二〇二五年の今、この令和七年の今、そういったことがあって、来年、再来年と習熟して使えるようになっていれば別にいいのかもしれないんですけども、また二〇二八年には入替えを行つて新しいものになるということを考えると、この習熟の時間というのも結構もったいないことなのかなというのを感じました。このMCA無線の入替え、代替機の検討というのを早めて、二〇二八年ではなくもっと前倒しでやるということは考えられないでしょうか。

○竹越災害対策課長 今、MCA無線サービス終了ということで、これはもう既に決まっていることでございます。確かにMCA無線サービスが終了して機器を入れ替えるのであれば、その維持管理費等を含めるとなるべく早く入れ替えるほうがという委員の御意見も分かるところなんですねけれども、今、実は様々な機種が出ているところもありまして、比較検討に慎重に取り組んでいるというところでございます。まずは計画どおりにしっかりと入れ替えていくことを進めていきたいと思っておりますけれども、時期を逃すことなく進めたいと思っております。

○いたいひとし委員 ちょっと確認なんですけれども、三ページ目の④の標章とか証明書で八十一台分を受領したと書いてある、逆に言えば区が発行したということになるのかな。これは今回、輸送、運送に関わったところだけなのか、それとも、今後、例えば医療従事者関係だとか、災害時にはそういった方々、やっぱり非常に重要な役割を担っていただけの方々がいらっしゃると思うんですけども、そうした方も含めての台数なのか、そ

の辺のところを詳しく教えてください。

○田丸危機管理部副参事 まず、発行につきましては、これは区の発行ではございません。これは東京都の公安委員会に正式なものとして発行していただくものでございます。

また、災害時に使う車については、それぞれ、人命救助用に使うとか細かく国のほうで規定されておりまして、それに該当する公用車、これは申請する権利がございます。また、民間の車につきましては、今回のように、区が窓口というか、区として手続にかみながら、一緒に連携しながら申請することによって、公安委員会については、間違いなく必要なことなんですね、必要な車なんですねというところをしっかり理解を踏まえながら手続を今回進めたところでございます。

○いたいひとし委員 説明はよく分かったんですけれども、今後の災害を想定した図上訓練とセットで、そういう関係者の方に区が公安委員会と連携しながら申請をしていくというお話だと思うのですけれども、それを必要な方々、私も医療関係者から、ぜひそういった標章なり証明書があれば速やかな現場への駆けつけができたりするので非常にありがたいな、ぜひできませんかねという御意見、御要望をいただいているものですからお聞きしているのですが、いかがでしょうか。

○田丸危機管理部副参事 当方の認識では、現時点で医療関係者、具体的に言いますと個人個人のお医者さんとか、こういった方の私有車を緊急の車として指定できるかというと、これは指定できないというふうに認識しております。そういった側面があるゆえに、緊急時の緊急医療所、救護所の運営とか、こういったところを含めて、より実際的なオペレーションのやり方については今後引き続き検討が必要であるというふうに認識しております。

○いたいひとし委員 別に個人個人に配れといったことがあるんじやなくて、区の災害協定なりを結んでいる、そういう団体を念頭にした質問なんです。今の私の質問の仕方が悪かったのか、必要な、欲しい方が手を挙げたらあげてくださいと言っているわけじゃないので、もう一度答弁を願います。

○田丸危機管理部副参事 災害時協定を結んでいる相手であっても、その相手は民間の個人的なところ、もしくは団体になると考えられます。ケース・バイ・ケースで、一つ一つ、個別個別に回答も変わってくるとも思われますので、そういったところも踏まえながら、今後引き続き、より区民の安全安心につながるようなところで努力していきたいと思います。

○いたいひとし委員 せっかくその医療従事者がいなければ、災害が起こったときにやっぱり現場は混乱すると思うんですよね。そういう方々にも区民の命をやっぱり託すわけですから、何か今の話を聞くと、あまり積極的に携わっていただくというか——そういう医療従事者の団体は協定を結んでいるので、これから考えますということではなく、しっかりと逆にこちらから声をかけていただくなど、そういうた図上訓練をしながら積極的に関わっていただきたいと思うんですけども、再度聞いて質問を終わりにしたいと思うんですけども、もう一度お願ひします。

○田丸危機管理部副参事 災害時の特に交通規制については国とか都が定めているものでございまして、こういったところとも連携を取りながら、区として最大限の努力をしたいと思います。

○ひえしま 進委員長 それでは次に、^③大型獣類等が市街地に出没した際の対応について、理事者の説明を願います。

○金子地域生活安全課長 それでは、大型獣類等が市街地に出没した際の対応について御説明いたします。

本件は、環境・清掃・リサイクル対策等特別委員会との併せ報告となります。

1の主旨でございます。近年、全国的に市街地での熊、イノシシなどの野生の大型獣類等の出没頻度が高まっており、都内においても生息範囲が拡大傾向にございます。このような中、本年九月、改正鳥獣保護管理法が施行され、区市町村の判断により銃猟を可能とする緊急銃猟制度が創設されました。これに合わせ、東京都の大型獣類等が市街地に出没した際の対応マニュアルも改訂されたところでございます。今後、万が一大型獣類等が区内に出没した場合等は、人身事故の発生や交通機関の混乱を招くおそれがあることから、区、警察、東京都の各主体の役割分担を踏まえ、区の関係所管による必要な対応について整理いたしましたので、御報告するものでございます。

次に、2の最近の都内の出没状況でございます。十一月四日、江戸川区でイノシシの目撃情報がございました。記載のとおり、江戸川区では、区のホームページ、防災無線による注意喚起等を行ってございます。

大変申し訳ございませんが、ここで一点修正がございます。江戸川区の対応の下に区HP（第1報（二／5）とございますのを（二／4）と修正させていただきます。申し訳ございませんでした。

それでは、報告に戻ります。また、最近、熊による被害や対応について頻繁に報道されておりますが、都内におきましても、奥多摩町、八王子市など六市町村でツキノワグマの目撃や捕獲の情報がございます。

次に、3の各主体の役割分担でございます。こちらは東京都の対応マニュアルに基づいた区、警察、都の役割でございます。

まず、区は基礎的自治体として地域住民の安全を確保するとされており、具体的な役割を下の表にまとめてございます。上から、現場への出動、庁内関係機関に連絡、住民への注意喚起、警察、消防、都への情報共有、対策本部の設置、ここまでは主に地域生活安全課が所管となります。ホームページや青パト、災害防犯情報メール等、これらにより注意喚起の情報発信を行います。その下の有害鳥獣捕獲許可の申請、監視、捕獲については環境保全課が所管となり、警察や都などと連携して対応に当たります。報道対応につきましては広報広聴課が対応してまいります。

二ページ目の上段の表の続きを御覧ください。新たに創設されました緊急銃猟でございます。こちらは危険鳥獣である熊、イノシシのみが対象となります。捕獲等と併せて環境保全課が所管となります。なお、本資料では、緊急銃猟に関する部分を赤字で記載しております。

次に、警察でございますが、警察法及び警察官職務執行法に基づき対応するとされており、具体的な役割は記載のとおりでございます。

次に、東京都につきましては、鳥獣保護管理法の所管としての対応及び市区町村への支援を図るとされており、具体的な役割は記載のとおりでございます。

次に、4の連絡体制でございます。区、警察との連絡・対応スキームのイメージ図になります。図にお示ししているように、区では相互連絡を徹底しながら情報を共有し、連携して区民等に対し注意喚起を行います。また、必要に応じて、都から捕獲おりの貸出しや専門家の派遣等の支援を受け、警察と連携しながら捕獲等を行うこととなります。万が一緊急銃猟となった場合には、都からハンターの派遣を受けることを想定してございます。今後も各種情報収集に留意し、警察、都と連携しながら、必要な準備を進めてまいります。

最後に、三ページ目、5にツキノワグマの目撃・捕獲情報等を参考としてつけさせていただきましたので、後ほど御覧いただければと思います。

説明は以上でございます。

○ひえしま 進委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○藤井まな委員 ありがとうございます。世田谷区にもそういう大きな動物が出てもおかしくないというぐらいにいろんなところで出ているということでございますけれども、私はちょっと一点気になったのが、仮に出た場合に捕獲をしなきゃいけない場合、今、東京都からハンターが来るとか何とかいう話もいろいろありましたけれども、もうちょっと細かいスキームが知りたいなというのと、よくテレビで見る情報で恐縮なんですけれども、市区町村が地元の猟友会さんに何かお願いをしているあのスキームというのはどういうスキームで成り立っているのかというのと、それは世田谷区と市区町村で全然違うのか。それとも地元に、世田谷区でもハンターの資格を持っている方も結構いらっしゃいますよね。僕が少なくとも知つていらっしゃる方で何人かいらっしゃいますけれども、そういう方たちと日頃連絡はしているのか。そこら辺の細かいスキームがあるんだったら教えていただきたいと思うんですけれども。

○金子地域生活安全課長 前後しますが、地元の猟友会との連絡というのは今のところはまだしておりません。猟友会の関係におきましては、今のところ、東京都と連携して、要請の必要がある場合は対応することとなっております。

○藤井まな委員 東京都は東京都内の猟友会さんと連携があって、世田谷区から東京都にお願いをして、東京都が東京都にある猟友会さんに連絡をして、そこから世田谷区にハンターが派遣されてくるというようなイメージでいいんですか。

○金子地域生活安全課長 委員おっしゃるとおり、今のところそのように認識しております。

○藤井まな委員 その東京都が関わりを持っている猟友会さんというのは、どういったところの猟友会さんなんですか。

○金子地域生活安全課長 今のところ、申し訳ございません、詳しいところまでは把握しておりません。

○藤井まな委員 僕はそういうところまで、細かいところが気になってしまふんですね。だって、誰が来て、どういうハンターさんがいらっしゃるかってやっぱりすごく気になるじゃないですか。あとは、少なくとも世田谷区内にもハンターさんはいらっしゃるし、少なくとも僕はそういう情報はあるし、報告するのであれば、やっぱりもうちょっと世田谷区内の状況とか東京都内の状況を調べたほうがいいかなと思いました。意見です。

○若林りさ委員 先日の私の一般質問の中でも、熊対策ですね、熊をはじめとした大型の

野生動物がもし世田谷区で出没したらどうするかについて伺わせていただきました。今までこういったことをここまで話し合うことってなかったのかなと思うんですけども、今回このように御報告をまとめてくださって、一步前進なのかなとは思います。

この中で幾つか質問させていただきたいんですけども、まず、右肩二ページの赤文字の部分なんですが、先ほどハンターの派遣についても質問がありましたけれども、区市町村向けの技術講習会の開催、これはどなたに向けて、ハンターなんですかね、今、ガバメントハンターとかを育てるとかもありますけれども、どういった講習についてやられるのでしょうか。

○金子地域生活安全課長 うちのほうとしましては、区市町村向けということで、もちろん実際に参加はまだしていないところでございまして、詳細までは把握しておりません。すみません。

○若林りさ委員 ゼひまた詳しい御報告をいただければと思います。

二点目としては注意喚起の部分ですね。連絡体制というところなんですが、区は以前から区民への周知がすごく遅れることが多くあったと思うんですよ。殺人事件もありましたけれども、すごく周知が遅かったんですが、この表を見る限り、区民からの通報があって、そこから世田谷区は注意喚起とすぐ、一応線としてはあるんですが、これは、東京都とか警察署の確認を取ったり、その時間をかける前にもう周知をするという認識でしょうか。本当に熊とかがもし出たとき、一刻を争うと思うので、このような体制はいかがでしょうか。

○金子地域生活安全課長 まず、警察とは連携することになるかと思います。ただ、周知に関して、すぐに確認が取れないということは、警察の想定はできませんが、警察のほうの情報がないとしても、確かな情報であれば発信する、そのように考えております。

○若林りさ委員 なるべく早く発信はしていただきたいんですけど、ここにはさらに確実性とか信憑性も必要だと思うんですけども、その確認は今のところどうやって取るんですか。例えば、写真があれば必ずいるから周知するのか、それがなくても区民の通報があつたら周知するんですか。

○金子地域生活安全課長 現場に行って目撃者に直接話を聞くだとか、防犯カメラだとか、いろんな方法があるとは思いますが、信憑性の部分で可能性が全くないというような状況でなければ発信の方向になるかと、ケース・バイ・ケースではありますが、考えております。

○若林りさ委員 信憑性は大事ですけれどもスピード感も大事だと思うので、そこら辺はしっかりとお願ひします。

あと、今まで区の中で、こういった野生の動物が出た場合の危機管理に対してのマニュアルですか、何か位置づけはされたことはありますか。今後される予定はありますか。

○金子地域生活安全課長 今のところ、住民の安全確保という観点から、危機管理体制に相当する事案というふうに捉えておりまして、危機管理体制として対応する、加えて、専門的なところがあるので、環境政策部等と連携しながら対応するような位置づけに考えております。なので、マニュアルとしましては、危機管理事案としてのマニュアルに沿った対応というふうに考えております。

○若林りさ委員 しっかりと、もうちょっと詳しくマニュアル整備、体制づくりをしていただきたいと要望いたします。

○みやかおり委員 ニページ、4の連絡体制のところで、警察署で出動、追い払い、自治体支援とあるんですけども、追い払いのところなんですか、都だと捕獲というのを緊急銃猟に当たってハンターの派遣というふうな記載があるんですが、警察官は具体にどうやって追い払うんでしょう。

○金子地域生活安全課長 実際、住民の安全確保に向かう追い払いになると思うので、実情、監視体制を続けてというような形になろうかと思います。鳥獣がいわゆる住民に危害を及ぼさないように監視して対応して、世田谷区では山というのはあまり想定しづらいところですが、山のほうに追い払うというような対応になると思います。

○みやかおり委員 あまり現実的な御答弁だと受け取っていないんですけども、一部の情報だと、たしか警察官が銃を使って発砲しては駄目みたいなお話。要は、熊の動向を見守り、山のほうに誘導するというのは、本当にどうやってやるのかなというのが思い浮かばないんですけども、具体的にどういうふうに追い払うのかというのは考えたほうがいいと思うんです。追い払うというよりも、何か警察官としてできることはないとさうですね。

○金子地域生活安全課長 警察官の対応なんですが、こちらに示しましたとおり追い払いとはあるんですが、これまで、鳥獣保護管理法では、住宅集合地域での銃器を使用した鳥獣の捕獲が禁止されているところ、現実具体的に危険が生じたときに急を要する場合、住居集合地域等で銃器を使用した鳥獣の捕獲等が必要となる場合、こういう場合は、警察官職務執行法第四条第一項に基づく緊急避難の対応として、ハンターに、猟友会の方に協力

いただいたり、また、ハンターの判断により猟銃等を発射した行為が結果的に刑法三十七条の緊急避難に該当する場合には違法性が阻却されるというような対応をしているところでございます。

この対応は緊急銃猟が始まったところ、創設はされましたか、状況によってはこういった対応になる可能性もあるかと考えております。

○みやかおり委員 とすると、山に誘導するというよりは、現実的には警察もそういうふうな緊急銃猟というところで対応するということでおろしいですか。

○金子地域生活安全課長 世田谷区の場合ですと山に追い払うというのは難しいというか、なかなか想定できないところでございますので、もちろん東京都と連携しながら必要な対応を取る中で、追い払うという対応は可能性としては少ないのでないかと考えております。

○上川あや委員 区の役割分担として、地域生活安全課が現場に出動して、環境保全課を中心に監視と捕獲というふうにあるんですけども、普通に考えて、何の物品もなく、基礎知識もないままこういったことはできないんじゃないかなと思うんですね。

現場に出動するのであれば最低限、身を守るすべとして、目をそらしてはいけないとか、背中を見せてはいけないとか、熊撃退スプレーを持つとか、また、監視と捕獲といつても、赤外線カメラとかセンサーcameraとか双眼鏡とか、どこまでその物品があつてこんな整理をしているのかなって。捕獲わなは東京都から貸与されるみたいな御説明はありましたけれども、そういった平時の備えというものはあるのかどうかが疑問だったんですけども、いかがなんでしょう。

○金子地域生活安全課長 現時点では対応について整理しているところでございまして、今後の状況、情勢、しっかり収集しながら、必要な準備を進めていきたいと考えております。

○上川あや委員 区市町村向けの講習会もあるということで、こういうところで情報収集とかをするのかもしれないんですけども、これは開催はいつなんですか。

○金子地域生活安全課長 すみません、現時点では把握しておりませんので、後ほど御報告させていただきます。

○上川あや委員 あと、各課連携して住民への注意喚起とかあるんですけども、熊がこの辺りに出没していますという不安をあおるだけではなくて、やっぱり必要な対処というものがあるんじゃないかなという気がするんですね。

もし遭遇してしまったときにどうしなきやいけないとか、例えば今だったら結構町なかに柿の実を取らないでたわわになっていたりとかして、そこに二日連続出没しましたみたいなこととか、家屋の中にも侵入してくるとか、学校の中に侵入してくるとか、このところ結構物騒なニュースを立て続けに見ている気はするので、住民に熊が出ますよと喚起するだけでは終わらなくて、それに対してやっぱり付随して必要な情報提供というものがなければいけないと思うんですね、不安をあおるだけではなくて。このあたりの整理とかはあるんでしょうか。

○金子地域生活安全課長 まず、注意喚起におきましては、出没情報をはじめ、不要不急の外出を控える、目撃した場合は静かに立ち去る、近くの建物や自動車に避難する、また、区、警察に連絡していただくという内容が具体的な注意喚起の内容になると思います。

また、遭遇したらというときなんですが、東京都のホームページでは、ツキノワグマが近くにいる場合、背中を見せず落ち着いてゆっくり後ずさりしてそのまま離れるよう、熊撃退用スプレーも有効であること、襲われた場合は、うつ伏せになって丸まり、組んだ両手で首の後ろ側を、両肘で顔をガードしてくださいといった説明がされております。また、加えまして、ツキノワグマは人を食べるために襲ってくるのではなく、人を怖がっており、人が逃げるために攻撃するもので、抵抗せずに数分耐えれば逃げていくと言われていますとの記載もございます。こちらも併せて注意喚起したいと考えております。

○上川あや委員 この場で御説明いただこうとは思っていなかったんですけども、ともかく、役割分担を決めたということが、やっぱりいつこれが起こるか分からないということの想定の中でなされていることだと思うので、それ相応の備えがないまま文字だけこうやって整理されて躍っているみたいなのはとても怖いなと思うので、しっかり実動部隊として、区が役割分担を決めたのであれば、それぞれの心構えとそれなりの装備ときちんとした対応をお願いしたいと思います。

○ひえしま 進委員長 次に、^③その他ですが、ほかに報告事項はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○ひえしま 進委員長 それでは、以上で報告事項の聴取を終わります。

○ひえしま 進委員長 次に、2閉会中の特定事件審査（調査）事項についてお諮りをい

いたします。

1. 総合的な災害対策について
2. 危機管理の総合調整について
3. 防犯対策について
4. オウム問題（カルト問題を含む）対策について

とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○ひえしま 進委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

○ひえしま 進委員長 次に、3協議事項に入ります。

○次回委員会の開催についてです。次回委員会は、年間予定である二月五日木曜日午前十時から開催したいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○ひえしま 進委員長 それでは、次回委員会は二月五日木曜日午前十時から開催することに決定いたします。

以上で協議事項を終わります。

○ひえしま 進委員長 その他、何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○ひえしま 進委員長 特になしということですので、以上で災害・防犯・オウム問題対策等特別委員会を散会いたします。

午前十時五十九分散会
